

入院時食事療養費について

■入院時食事療養費(Ⅰ)

当院では、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っております。

食事は医療の一環として提供されるべきものです。当院では、管理栄養士の管理により、患者さまの年齢、病状によって適切な栄養量および内容の食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

■治療食の提供について

当院では、患者さまの病状に合わせた治療食(腎臓病、肝臓病、糖尿病等)を提供しております。

入院時食事療養費の患者さまのご負担金額

所得区分		標準負担額
69歳までの患者さま	70歳以上の患者さま	
限度額適用区分「ア」	現役並「Ⅲ」	1食510円 (1日3食1,530円) ※指定難病疾患 1食300円 (1日3食900円)
限度額適用区分「イ」	現役並「Ⅱ」	
限度額適用区分「ウ」	現役並「Ⅰ」	
限度額適用区分「エ」	一般	
限度額適用区分「オ」	低所得「Ⅱ」	1食240円 (1日3食720円)
限度額適用区分「オ」 長期該当	低所得「Ⅱ」 長期該当	1食190円 (1日3食570円)
	低所得「Ⅰ」	1食110円 (1日3食330円)

※流動食のみを提供する場合以外となります。

ご不明な点がございましたら会計窓口担当者へお問い合わせください。

